に要する経費があること。

二　当該道府県が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う国の補助金を受けて施行する地域活性化雇用創造プロジェクト事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額及び無料職業紹介事業の開始等と連携して行うその他の雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計画の実施に要する経費及び公認チームキャンプ実施のための環境整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計画の実施に要する経費及び公認チームキャンプ実施のための環境整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県による大会運営等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　医師の派遣に要する経費があること。

他の地方公共団体等が経営する病院に対する医師の派遣に要する経費として総務大臣が調査した額又は当該派遣の日数として総務大臣が調査した数に三九、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

七十二　遠隔医療システムの導入に要する経費があること。

道府県等が運営する病院における遠隔医療システムの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

に要する経費があること。

二　当該道府県が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う国の補助金を受けて施行する地域活性化雇用創造プロジェクト事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額及び無料職業紹介事業の開始等と連携して行うその他の雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十二　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計画の実施に要する経費及び公認チームキャンプ実施のための環境整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

［新設］

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県又は公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会からラグビーワールドカップリミテッドに公認チームキャンプ候補地として示された都道府県による交流計画の実施に要する経費及び公認チームキャンプ実施のための環境整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッドに承認された都道府県による大会運営等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

［新設］